ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８８５　メチルフェニデート塩酸塩の処方間隔について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

メチルフェニデート塩酸塩（コンサータ錠）の処方間隔が１か月以上開いた患者におけるコンサータ錠の投与量は、原則として初回用量の 18mg を超えた投与量であっても認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

コンサータ錠の用法及び用量に関連する注意に「本剤若しくは他のメチルフェニデート塩酸塩製剤の服用を１ヵ月以上休薬した後に本剤を服用する場合は、18mg を初回用量とすること。」と記載されている。

一方で、当該医薬品はドパミン及びノルアドレナリンを増加させるため、厚生労働省通知※において「特に薬物依存の発現について十分なリスク管理を行うこと」と示されており、症状が落ち着いている等の理由から服用を１か月を超えて中断していた場合などが想定されるが、レセプト審査においては、当該患者が１か月以上休薬した後に服用を再開した患者であるかどうかの判断は困難であると考えられる。

以上のことから、メチルフェニデート塩酸塩（コンサータ錠）の処方間隔が１か月以上開いた患者におけるコンサータ錠の投与量は、原則として初回用量の 18mg を超えた投与量であっても認められると判断した。

（※）塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について